

## 第1回大網白里市障害者計画等策定懇談会会議録

- 1 日 時 平成29年10月30日（月）午後2時から午後4時
- 2 場 所 中央公民館 2階講義室
- 3 出 席 者 金坂市長  
委 員 別紙出席者名簿のとおり  
事 務 局 市社会福祉課 石川課長、糸日谷副課長、斉藤主査  
森田主事
- 4 配布資料 次第  
資料1 第5期大網白里市障がい福祉計画の考え方について  
資料2 「大網白里市障がい福祉計画（第4期）」＝事業評価シート＝  
資料3 ヒアリングの実施団体について  
資料4 大網白里市障がい福祉計画についてのヒアリング用紙（団体用）  
資料5 大網白里市障がい福祉計画についてのヒアリング用紙（事業者用）  
資料6 第5期大網白里市障がい福祉計画策定スケジュール（案）  
参考資料 基本指針  
第4期大網白里市障がい福祉計画  
追加資料 児童福祉法（抜粋）
- 5 概 要
  - (1) 開会
    - ・事務局の進行により開会する。
  - (2) 委嘱状交付
    - ・事前に机上配付（委嘱状交付については省略し、委員紹介のみ行う。）。
  - (3) あいさつ
    - ・金坂市長あいさつ（あいさつ後、公務のため退席）
  - (4) 会長及び副会長の選任について
    - ・委員の互選により、会長に石田委員、副会長に高木委員が選任。
  - (5) 議題
    - ・石田会長が議長となり、議事を進行する。
  - ①第5期大網白里市障がい福祉計画の考え方について
    - ・事務局から資料1に基づき説明。
    - ・質疑等
      - 委員 「精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築」について、平成32年度までに保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置を目

指すとのことですが、中身は具体的に進んでいるのか。それとも、平成32年度末までを目途に協議していくのか。

- 事務局 平成32年度末を目途に協議の場を設置していく予定で、この計画を基に平成30年度から協議の場の設置に向けた検討をしていければと考えています。
- 委員 協議の場を設置するにあたっては、福祉・当事者団体と一緒に協議できる場となりますか。
- 事務局 福祉関係者に当事者団体等を含めて協議の場を設置できればと考えています。
- 委員 現在、大網白里市には精神障がい者は何名いますか。  
また、精神障がいの難病等の患者も協議の場の当事者として参加は可能か。
- 事務局 350名から400名で経過しています。  
また、精神障がいの難病等の患者も協議の場の当事者として参加は可能かとのことですが、平成30年度から具体的な検討に入りますので、齋藤委員の意見につきましては、要望として承ります。
- 委員 「福祉施設から一般就労への移行等」について、行政からバックアップしていただけるのか。
- 事務局 一般企業への啓発等をしていくことはできると考えています。

## ②第4期大網白里市障がい福祉計画の事業評価について

- ・事務局から資料2に基づき説明。
- ・質疑等
  - 委員 セルフプランについて、現在、アシストワークの利用者の3分の1以上の方がセルフプランであるが、その方々が計画相談支援をつけたと言った場合は、どのように対応すればよいか。  
また、本人が出来ない場合は、どのように対応すればよいか。
  - 事務局 相談支援事業所の紹介はできます。  
また、本人が窓口に来られない場合は、事業所を通じて案内等していただければと思います。
  - 委員 セルフプランはなくなっていくのか。
  - 事務局 国の方向性としては、なるべくセルフプランをなくして、計画相談を進めていく方向です。  
行政としても、計画相談を利用することでケアマネージャーを通じて、利用者の情報等を把握することができるため、計画相談を推奨していきたいと考えています。
  - 委員 地域移行支援について、市役所でどこまで支援してもらえるか。
  - 事務局 地域移行支援に関しては、対象者の方が直接、市役所の窓口に来談に来ていただければ事業所を紹介することは出来ます。

なお、市役所では対象者の把握も困難であるため、実績量は伸びていない状況です。

- 委員 就労支援について、障がい者を受け入れても良いと言う企業を市役所は募集しているのか。
- 事務局 障がいのある方で、一般の企業への就職が難しい方につきましては、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所で就労の訓練をしておりますので、市役所ではそのような事業の利用を紹介しています。
- 委員 大網白里市にはあまり大企業はないが、大企業の場合、100人に対して2人、障がい者を雇わないといけないという決まりがあると思うがそのような企業はあるのか。
- 事務局 大網白里市に限らず、法律の中で障がい者を雇用するように決まっているため、企業や役所も雇用しているとは思われます。
- 委員 市役所に、ハローワークのようなシステムはあるのか。
- 事務局 市役所にはありませんが、ハローワークで障がいのある方の相談も受けています。
- 委員 地域移行者数の目標数の平成29年度の実績は3年間を踏まえてか。それとも平成29年度のみか。
- 事務局 3年間を踏まえての実績です。
- 委員 PDCAサイクルを導入して行っていれば、課題や評価について、こんなに淡泊にならないのではないか。評価シートは、現状の問題点が記載されているだけで、今後、どのような政策につなげていくのか疑問が残る。

また、見直しが必要と記載しているが、どのように見直していくのか。同じ数値目標を設定しても、達成できないということになりかねないため、具体的にどのくらいの数値目標であれば達成できるのか示した方がいいのではないか。
- 事務局 数値目標については、国の指針に基づいて提示させていただきますが、黒木委員の言うとおりに現実的に難しい数字を設定しても意味がないのではないかという意見もございますので、今後、懇談会の中で委員の皆様の意見をいただいて上で、数値を修正、変更していければと考えています。
- 会長 重度の障がいがある方の施設入所者を含めての12%削減という数値目標は無理があるかもしれません。施設入所でないで生活が困難である方を除いて、実際に地域に移行できる可能性のある方を想定できれば、国の指針に近い数字を出せるのではないかと思います。
- 委員 障害者雇用について、周知活動はどのようなことをするのか。
- 事務局 周知活動については、検討中です。
- 委員 地域生活支援事業には、いろいろな事業があるが、一般にはあまり知られていないのが残念。地域生活支援事業の中で市単独で行っ

ている事業はあるのか？

○事務局 国、県の補助事業で、市単独の事業はありません。

③関係団体等へのヒアリングについて

・事務局から資料3、4、5に基づき説明。

・質疑等

○会長 私からの要望として、事業所の中で利用者に話を伺えるという方がいればヒアリングに参加していただいてもいいのではないか。

○事務局 事業者用のヒアリング用紙を送る際に、利用者用も併せて送付いたしますので、可能な限りご協力をお願いします。

④今後のスケジュールについて

・事務局から資料6に基づき説明。

・質疑等なし

(6) 閉会